

シンポジウム実施報告「高齢者の医療事故を巡る問題」

第二東京弁護士会会員・東京三弁護士会医療関係事件検討協議会委員 藤田 尚子 (49 期)

東京三弁護士会医療関係事件検討協議会は、医療関係事件に関する訴訟技術（主張整理方法、立証方法等）及び審理方法の調査・検討・研究・改善等を行うことを目的として活動する協議会であり、その活動の一環として、年に1度、主に医療訴訟に関心のある弁護士に向けたシンポジウムを実施している。

2025年度は、本稿のタイトルにも記載したとおり「高齢者の医療事故を巡る問題」というテーマで、以下のとおり実施された。

【日時】 2026年2月19日（木）18時から20時まで

【場所】 弁護士会館12階 講堂

【内容】 ◆基調講演

大阪経済法科大学 手嶋 豊 教授
(神戸大学名誉教授)

東京地裁民事第30部（医療集中部）
園部直子 部総括判事

◆パネルディスカッション

〈パネリスト〉

手嶋 豊 教授

園部直子 部総括判事

木ノ元直樹 弁護士（第一東京弁護士会）

三枝恵真 弁護士（東京弁護士会）

〈コーディネーター〉

蒔田 覚 弁護士（第二東京弁護士会）

梶浦明裕 弁護士（第二東京弁護士会）

損害の各論点における高齢者に典型的な類型や特徴の有無、高齢者の医療事件について日頃感じていること等についてお話しいただいた。高齢者の事件では、転倒・転落、誤嚥など（特定の医療行為自体ではなく）入院管理・看護の過失が問題となる事案や、DNAR（Do Not Attempt Resuscitation：心肺蘇生法を行わないこと）を含む終末期医療が問題となる事案が特徴的ではあるものの、総じて、高齢であること自体が何らかの判断要素になるわけではなく、加齢による身体機能の低下や他の併存疾患などが個別事情として考慮される旨や、高齢ゆえにリスク要因が多いからといって単純に高度・多数の注意義務が認められるわけではない旨のご指摘があったほか、医療事件の処理に当たるご自身の思いとして、個別の医療事件の背景にある制度論にも配慮する必要がある旨のお話もあった。そのほか、患者側・医療側それぞれの代理人の訴訟活動についての所感なども率直にお話しいただいた。

その後、コーディネーターの蒔田弁護士と梶浦弁護士による進行のもと、基調講演のお二人の講師に、医療側代理人の立場から木ノ元弁護士が、患者側代理人の立場から三枝弁護士が、それぞれ加わる形で、パネルディスカッションが行われた。高齢者慰謝料の考え方につき、交通事故と同じ基準を用いることの是非などにも触れつつ自由な意見交換がなされたほか、転倒転落事故、終末期医療といったテーマを中心に、医療側、患者側、裁判所、学者の各立場からの深いご考察に基づく大変充実した議論がなされた。

基調講演での学術的な分析や訴訟実務に直結するお話に加え、パネルディスカッションでは、各立場からの悩みや問題提起などもあり、ご参加いただいた各弁護士においても、高齢者の医療事故・医療紛争をめぐる問題についての理解が深まり、得られるところの多いシンポジウムになったのではないかと考えている。

なお、当協議会では、2026年度も、例年どおりシンポジウムを実施することを予定している。

本シンポジウムでは、まず、基調講演として、「高度高齢社会での医療・介護と医事法」等を研究テーマとされている手嶋豊教授より、高齢者の医療事故を巡る様々な問題について、日本の医療の現状や他国の状況等も踏まえつつ俯瞰的に解説していただき、判例分析を交えた詳細な考察のもとに、検討課題と考慮すべき要素を整理していただいた。

続いて、園部直子部総括判事より、医療事件のうち高齢者の事件が占める大まかな割合や、注意義務・因果関係・